

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県環境影響評価条例の一部が改正され、計画段階配慮書の手続及び事後調査報告書の公告及び縦覧等が義務づけられたこと並びに対象事業に風力発電所の設置及び変更の事業が追加されたこと等に伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 計画段階配慮書の作成、公表等について必要な事項を定める。
- (2) 事後調査報告書の公告、縦覧及び公表について必要な事項を定める。
- (3) 環境影響評価の対象となる風力発電所の設置及び変更の事業の規模を出力1,500キロワット以上とする。
- (4) 廃棄物処理施設、製造業等の工場の設置等の事業において、環境の保全に特に配慮すべき特別地域に東郷池水質管理計画の対象地域を追加する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇と畜場法施行細則の一部改正について◇

1 規則の改正理由

と畜場法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) と畜検査を申請する家畜の種類が牛の場合は、検査申請書に、牛の月齢、出生の年月日及び個体識別番号を記載することとする。
- (2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者の受注機会の増大を図るため、県内市町村が実施する農林業生産基盤の整備等に係る事業に対して県が交付する交付金（以下「本交付金」という。）の対象となる経費について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 県内事業者以外の者に支払う工事請負費及び委託費を、本交付金の対象経費から除く。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県森林法施行細則及び鳥取県林地開発条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

森林法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県森林法施行細則の一部改正

保安林の指定等の申請書に添付する書類等について定めた規定中、引用している森林法施行規則の条項を改める。

(2) 鳥取県林地開発条例施行規則の一部改正

- 開発許可の申請に必要な書類等について定めた規定中、引用している森林法施行規則の条項を改める。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正の概要

1 規則の改正理由

公共工事の発注状況を踏まえ、建築一般の格付等級の適用に係る請負対象設計金額の区分を見直すとともに土木一般の格付等級に係る定数を見直す等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 建築一般工事における格付等級の適用に係る請負対象設計金額の区分を次のとおりとする。
- ア B級 2,000万円以上6,000万円未満（現行 3,000万円以上6,000万円未満）
 - イ C級 2,000万円未満（現行 3,000万円未満）
- (2) 土木一般の発注工種における格付等級Bの定数を150（現行 160）とする。
- (3) 特定建設業許可の喪失による格付の降格について、降格が適切でない認められるときは行わないことができるように改める。
- (4) 平成23年度及び平成24年度において付与された入札参加資格の有効期間を、知事が別に定める期限まで延長する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。